

＜横浜市職員共済組合員（本市常勤、フルタイム再任用職員）の方へ＞

共済時報No.564(令和3年7月20日発行)  
 横浜市職員共済組合 医療福祉課医療給付係  
 電話 671-3402 FAX641-0915  
<http://www.yokohama-kyosai.or.jp/>

「医療費のお知らせ」(医療費通知)を配布いたします  
 医療費通知を健康管理のきっかけにしましょう！

組合員とその被扶養者の皆さんが医療機関等で受診した際の医療費をお知らせし、医療費や健康に対する認識を深めていただくことを目的に、今年度も「医療費のお知らせ」(医療費通知)を作成しました。各区局の共済組合事務担当課から順次皆さんに配付されます。内容をご覧いただき、これからも日頃の健康管理に十分留意されるようお願いいたします。

通知対象期間	令和2年1月から令和2年12月診療分まで
--------	----------------------

「医療費のお知らせ」の見方

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
診療年月	受診者氏名	医療機関名	区分	日数	総医療費	組合負担	公費負担	窓口負担	高額療養費	附加金	合算対象
02.01	横浜 太郎	医療法人〇〇会 〇〇病院	入	4	315,390	220,773		94,617	14,033	55,500	
02.03	横浜 花子	〇〇薬局	調	1	3,570	2,499		1,071			
02.06	横浜 太郎	〇〇整形外科	入	2	803,460	562,422		241,038			○
02.06	横浜 花子	〇〇クリニック	外	3	173,030	121,121		51,909			○
	世帯合算					0		0	205,752	37,100	
02.06	横浜 花子	〇〇訪問看護ステーション	訪	4	19,210	13,450		5,760			
	横浜 太郎		合計		1,118,850	783,195		335,655	14,033	55,500	
	横浜 花子		合計		195,810	137,070		58,740			
	世帯合算分		合計						205,752	37,100	
			総計		1,314,660	920,265		394,395	219,785	92,600	

- ①受診した年月が記載されています。明細行の並び順は、受診年月ごとになっています。
- ②該当期間内に受診した方を記載しています。
- ③受診した病院、薬局等の名称が記載されています。
- ④外来(外)、入院(入)、調剤(調)(調剤薬局分)、歯科(歯)、柔整(柔)(柔道整復、はり灸・マッサージ分)、訪問(訪)(訪問看護分)の診療区分が記載されています。
- ⑤その月にその医療機関で受診した日数です。
- ⑥その月にその医療機関において、健康保険でかかった医療費の総額です。
- ⑦総医療費のうち、共済組合で負担した金額です。
- ⑧総医療費のうち、法律・条例に基づき、国・市区町村等から助成を受けられた金額です。
- ⑨保険医療機関等の窓口等で支払った金額です。
- ⑩法令で定められた給付額で、共済組合共通の給付(高額療養費)です。  
 ※高額療養費は、組合員または被扶養者が医療機関等の窓口での一部負担額が一定の額(自己負担限度額)を超えた場合に、共済組合から払戻します。
- ⑪横浜市職員共済組合が、法定給付に上乗せしている、独自の給付(附加金)です。
- ⑫同月内で複数の医療を合算して高額療養費等が計算されている場合、その明細行に「○」が表示されています。

## 【「医療費のお知らせ」に関する注意事項】

- 「医療費のお知らせ」は請求書や還付通知ではありません。
- 「医療費のお知らせ」は令和2年6月9日（水）時点で在籍している組合員の方に配布しています。
- 対象期間（令和2年1月～令和2年12月間）に組合員及び被扶養者が一度も医療機関を受診していない場合には、「医療費のお知らせ」は配付されません。
- 「医療費のお知らせ」は、医療費控除の申告の際に利用できます。但し、一部の受診について通知に記載されないことや、医療機関等の名称が記載されないことがあります。その場合、「医療費のお知らせ」への補記や、「医療費控除の明細書」の別途作成が必要となり、申告後も領収書を保管していただくことになります。
- 医療費控除の詳細につきましては、以下の国税庁のウェブページでご確認いただくか、お住まいの地域を管轄する税務署へお問い合わせください。  
  
国税庁ウェブページ　：　<http://www.nta.go.jp>
- 自己負担額は、窓口負担（額）から高額療養費及び附加金を差し引いた額となります。  
$$\text{自己負担額} = \text{窓口負担（額）} - (\text{高額療養費} + \text{附加金})$$
- ※自己負担額が10万円を超える場合は、確定申告時に医療費控除を受けられる可能性があります。
- 実際に支払った金額は10円単位で端数処理を行っているため、窓口負担（額）に記載されている金額と異なる場合があります。また、公費助成があった場合や保険適用外費用（差額ベッド代、自由診療分等）が含まれている場合なども、実際に支払った金額と異なる場合があります。
- 次のいずれかに該当する場合は「医療費のお知らせ」には記載されません。
  - ・組合員証、被扶養者証を使用しないで受診した場合
  - ・共済組合が医療機関から受け取る医療費の明細書（レセプト）のうち、電子化されていない紙媒体のレセプトに記載されている医療費
  - ・薬の容器代、入院の差額ベッド代などの保険適用外費用、入院時食事療養費の金額
- 対象の期間内に受診されていても、医療機関から共済組合へのレセプトの提出が遅れているなどの理由により、お知らせに記載されていない場合があります。
- 診療区分に「柔（柔整等）」とある場合は、保険診療の整骨院・接骨院での施術及び鍼灸院ではり灸・マッサージを受けたことを表していますが、医療機関名の欄が整骨院・接骨院等の名前ではなく、柔道整復師等の氏名や、柔道整復師会等（請求書のとりまとめ団体）になっている場合があります。
- 通知内容に疑問な点がありましたら職員共済組合医療給付係（671-3402）までお問い合わせください。ただし、診療内容に関するご質問にはお答えできません。

## 医療費通知に関してよくある質問

Q 令和3年分の確定申告時期に医療費通知の配布は行われませんか？

A 令和3年分の確定申告時期に、共済組合から医療費通知の配布は予定しておりません。

令和3年分の医療費通知が必要な場合は、YCAN又は横浜市職員共済組合ウェブページの申請書一覧ページの21 医療費通知発行依頼書に必要事項をご記入の上、共済組合医療福祉課医療給付係へご提出ください。

※個別に医療費通知を発行できる「診療期間」は、依頼月の4か月前の診療月までとなりますのでご注意ください。

Q 今回発行分よりも過去の医療費通知は、確定申告で使用できますか？

A 平成29年度の税制改正は、平成29年分以後の確定申告書等を平成30年1月1日以後に提出する場合に適用されます。

過去に発行した平成29年分以後の医療費通知も確定申告で使用できます。

Q 確定申告で添付不要になるなら、医療機関が発行する領収書は保管しなくてもよい？

A 保険適用外費用など「医療費のお知らせ」に記載されていない場合や、記載されている医療費の額と実際に支払った自己負担額が一致していない場合は、実際に負担した額に訂正する必要がありますので医療機関が発行する領収書は大切に保管しておいてください。

Q 私の子供は所得制限により小児医療費助成制度が非該当になっているが、「医療費のお知らせ」では[窓口負担]ではなく[公費負担]の項目に金額が記載されている。

A 共済組合では、小児医療費助成制度の該当・非該当についての情報を保有していないため、別途届出をされていない場合は、年齢によりシステムで自動的に計算され、[公費負担]として記載されます。制度非該当となった場合は、「医療費助成制度該当（非該当）届出書」を共済組合までご提出ください。

【参考】横浜市職員共済ガイド（令和3年度版） 20ページ

### (2) 制度非該当となった場合

一度届出したが非該当となった場合、又は小児医療費助成制度の対象年齢（自治体により異なります。）となっているが、所得制限等により非該当である場合には、届出をしてください。

【申請方法】共済（組合ウェブサイト：【申請書類一覧】→【医療（短期給付）】）

申請書：「**㊸** 医療費助成制度該当（非該当）届出書」に必要事項をご記入の上、申請してください。

【申請先】共済組合医療給付係へ、庁内メール等で直接申請してください。

※「医療費のお知らせ」に記載されていない方又は自己負担（額）が異なる診療分について確定申告を行う場合は、領収書に基づいて作成した明細書を申告書に添付していただくようお願いいたします。

**Q** 記載されている医療機関を受診した覚えがありません。間違いではないでしょうか？

**A** よくあるのが、ご本人には医療機関を受診したという自覚がありませんが、コンタクトレンズ作成のために眼科医の検眼を受けたケースです。

医師への電話相談も「医師の診療行為」（電話再診）となり、有料になりますので、「医療費のお知らせ」に記載されます。

その他には、検査だけを他の医療機関で受けた場合や、医療機関の正式な名称（「医療費のお知らせ」に印字されている名称）と「通称名」とが異なっている場合などもあります。

なお、お心当たりのない場合は、お手数でも共済組合医療給付係へご連絡をお願いします。